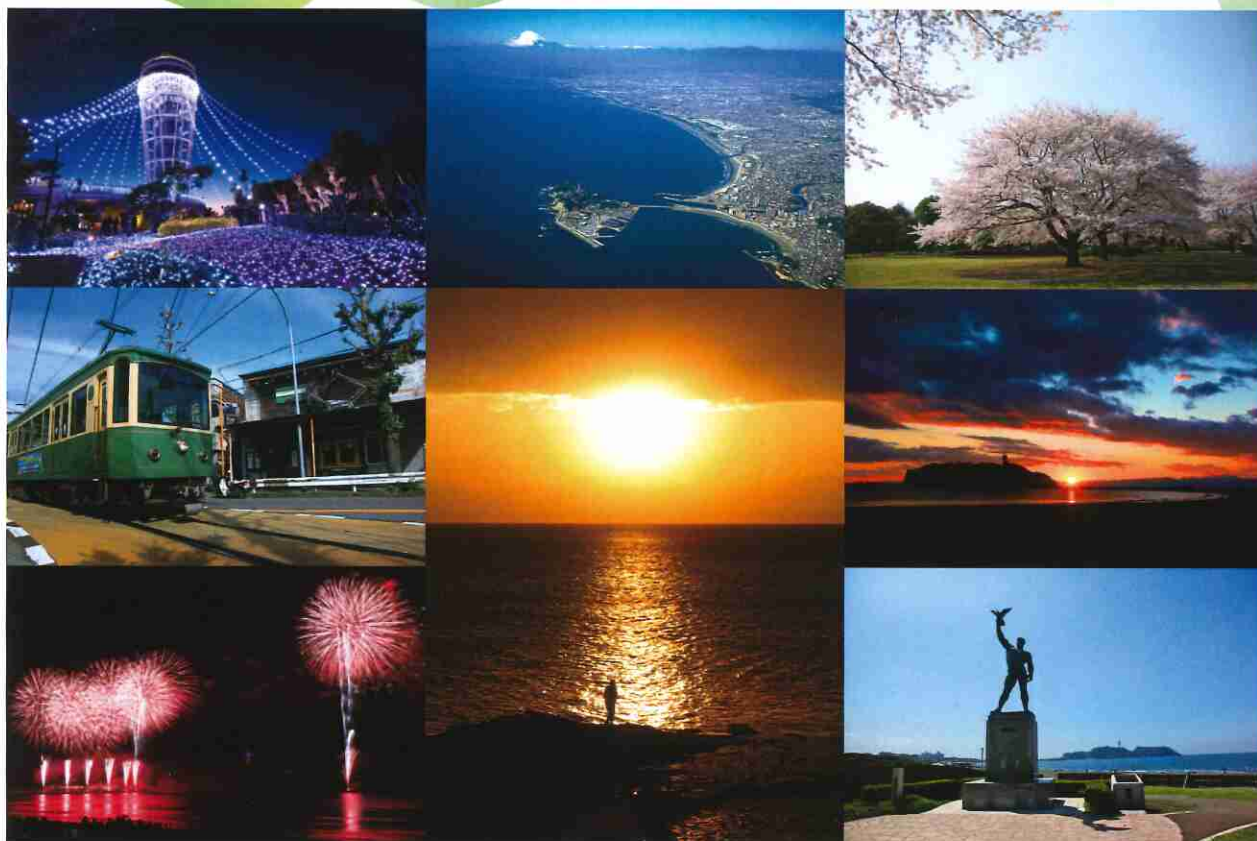


# 藤沢市企業立地等 支援施策のご案内



藤沢市では、指定地域における企業立地等（事業所の新增設や設備投資等）を行った企業に対して、「税制上の支援（固定資産税・都市計画税の軽減）」を行っております。特に、2015年（平成27年）4月からは、ロボット関連事業を行う企業に対しては、要件の緩和と優遇措置の拡大を図りました。

そのほか、「税制上の支援」の上乗せ制度として「雇用奨励制度」と「利子補給制度」、更に、オフィスビル等に進出する企業の賃料等の一部を助成する「立地促進制度」を用意しており、企業の新規進出や事業拡大を積極的に支援しています。

- ◆ 税制上の支援措置
- ◆ 企業立地雇用奨励補助制度
- ◆ 企業立地促進融資利子補給制度
- ◆ 重点産業立地促進助成制度



# 1. 税制上の支援措置

本市の企業立地支援策の柱となるもので、一定の条件を満たす市内投資を行った企業に対して、税制上の優遇を行う制度です。

## 税制上の支援を受けるための要件

指 定 地 域		新産業の森北部地区	工業地域・工業専用地域
指 定 事 業 (対象業種)		日本標準産業分類に定める ・製造業 ・情報通信業 ・学術研究、専門・技術サービス業	日本標準産業分類に定める ・製造業
投 下 資 本 額	大 企 業	3億円以上 ※ロボット関連事業の場合は、2億円以上	
	中 小 企 業	5,000万円以上 ※ロボット関連事業の場合は、3,000万円以上	
固定資産の取得等		次のいずれかに該当するもの ①土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に所在する家屋を取得する場合 ②自ら所有する土地に家屋を新築し、又は増築する場合 ③機械・装置等の償却資産を取得する場合（※大企業は、①又は②に掲げる取得を伴うものに限る）	
期 限		固定資産の取得等 2020年(平成32年)3月31日まで 指定事業の開始 固定資産の取得等から5年以内	

- 注)・市内投資を行う企業等が賃貸し、賃借人が指定事業を行う場合を含みます。  
 ・上記のほか、「地域経済の発展への寄与」など、条例で定める要件をすべて満たしているかどうかの審査があります。  
 ・ロボット関連事業とは、ロボット本体、ロボットシステム及びロボットの要素技術の研究開発、ロボットの設計並びにロボットの生産に係る事業をいいます。

## 税制上の支援の内容

指 定 地 域		新産業の森北部地区	工業地域・工業専用地域
軽 減 内 容	大 企 業	固定資産税・都市計画税 5年間、課税免除 ※ロボット関連事業の場合は、 さらに2年間、1/2に軽減	固定資産税・都市計画税 5年間、1/2に軽減 ※ロボット関連事業の場合は、 さらに2年間、3/4に軽減
	中 小 企 業	固定資産税・都市計画税 7年間、課税免除 ※ロボット関連事業の場合は、 さらに3年間、1/2に軽減	固定資産税・都市計画税 5年間、1/2に軽減 ※ロボット関連事業の場合は、 さらに2年間、1/2に軽減



～「税制上の支援措置」の上乗せ制度①～

## 企業立地雇用奨励補助制度

企業立地に際して藤沢市民を新規雇用した企業に対して、雇用人数等に応じて助成する制度です。

区分	人数要件	補助金額 ※限度額	1企業あたり1億円
大企業	新規雇用10人以上	正社員1人につき 1年継続雇用(1回目) 100万円 2年継続雇用(2回目) 50万円	
中小企業	新規雇用3人以上	正社員1人につき 1年継続雇用(1回目) 100万円 2年継続雇用(2回目) 75万円 3年継続雇用(3回目) 50万円	

- 注)・償却資産の取得のみの場合は、対象となりません。  
 ・操業開始日の6月前から3月後までの間に新規雇用された人で、雇用日に6月以上市内に在住している人が対象です。  
 ・上記の要件には、所定労働時間が週20時間以上のパート社員や派遣社員を含めることができますが、正社員が2人以上(中小企業の場合は1人以上)である場合に限りま。

～「税制上の支援措置」の上乗せ制度②～

## 企業立地促進融資利子補給制度

企業立地に際して「神奈川県企業誘致促進融資」を受けた企業に対して、その利子相当額を5年間全額補助する制度です。

補助金交付の要件	「神奈川県企業誘致促進融資」を受けていること
補助金額	「神奈川県企業誘致促進融資」を受けた際の利子相当額全額
利子補給期間	5年間

## 2.重点産業立地促進助成制度

ロボット関連分野等指定事業を行うために、市内のオフィスビル等を賃借して事業を始める場合に、賃料等の一部を助成する制度です。

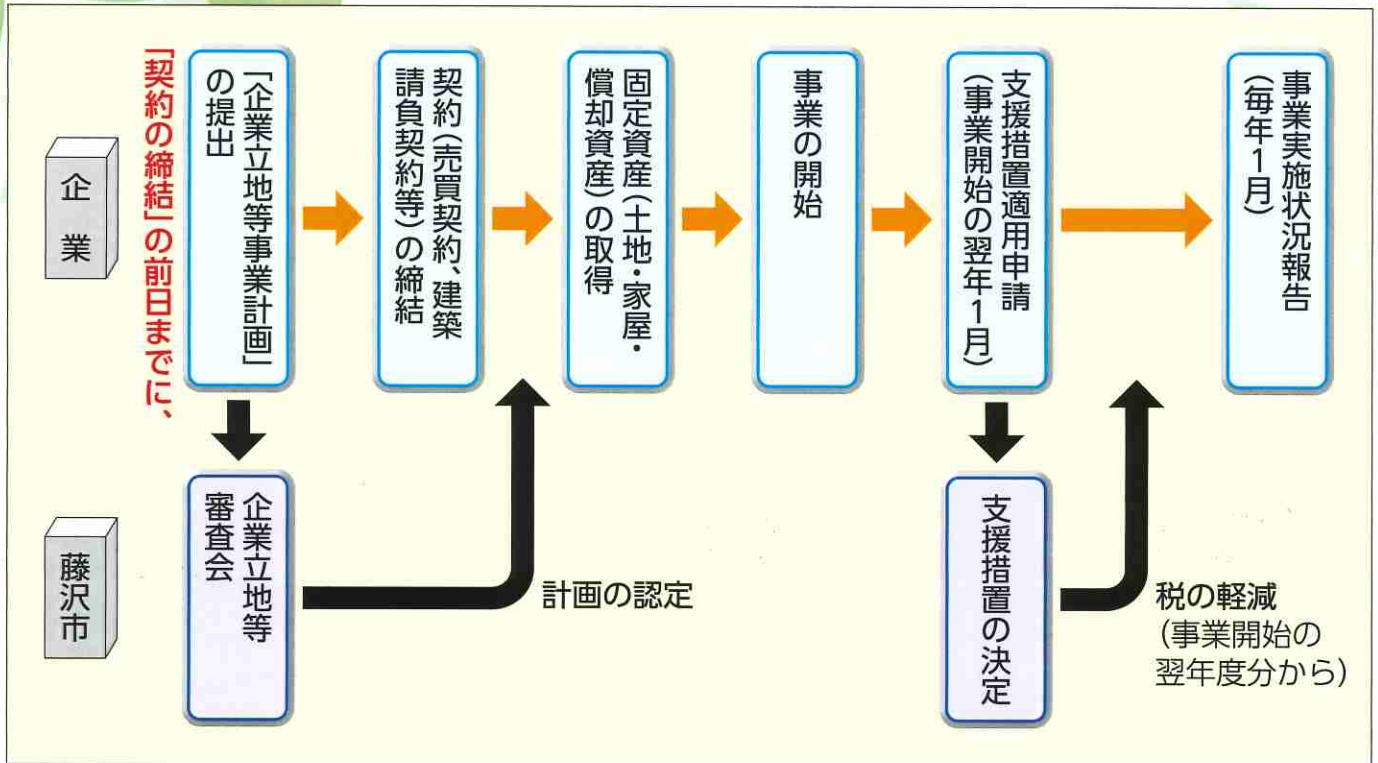
区分	対象事業所	面積要件	人数要件	助成内容
市外企業 新規設立企業	次の指定分野等 事業を行う事業所 ①ロボット分野 ②第4次産業革命 関連分野	床面積が 100m <sup>2</sup> 以上であること ※ロボット関連事業 の場合は 「60m <sup>2</sup> 以上」	従業者が 5人以上であること ※ロボット関連事業 の場合は 「3人以上」	・月額賃料等の 1/2 (上限50万円)
市内企業	③未病分野 ④成長ものづくり 分野 ⑤コンテンツ関連 事業	床面積が100m <sup>2</sup> 以上 増加する移転であること ※ロボット関連事業 の場合は 「60m <sup>2</sup> 以上増加」	移転に伴い、従業者が 5人以上増加すること ※ロボット関連事業 の場合は 「3人以上増加」	・助成期間 6月 ※ロボット関連 事業の場合は 「12月」

- 注)・工場、倉庫及び店舗は、対象となりません。  
 ・指定事業①～④は、地域未来投資促進法に基づく神奈川県基本計画における地域の特性及びその活用戦略をいいます。  
 ・指定事業⑤は、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成16年法律第81号)において定義される事業をいいます。



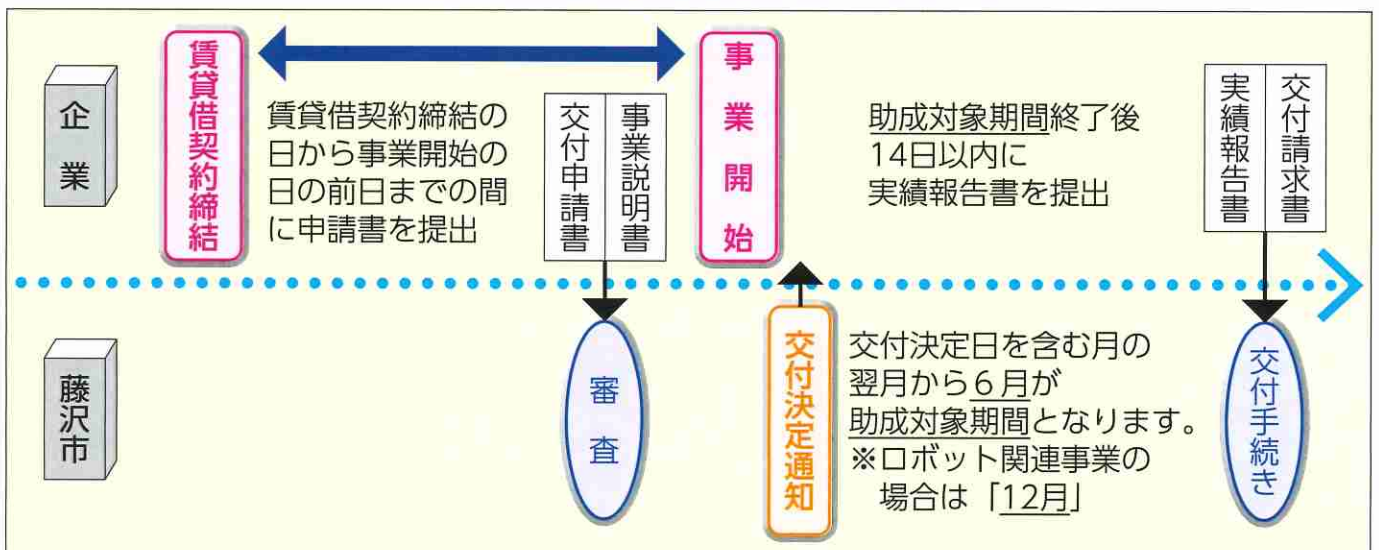
# 『1. 税制上の支援措置』手続きの流れ

支援を受けようとする企業は、市に対して事前に事業計画を提出し認定を受ける必要があります。事後の認定はできませんのでご注意ください。



注)・支援措置の適用を受けた企業は、指定事業開始から10年間、当該指定事業を継続しなければなりません。  
 ・納期限の到来している市税を完納していない場合や重大な法令違反があった場合など、支援措置を取り消し、又は停止する場合があります。

# 『2. 重点産業立地促進助成制度』手続きの流れ



再生紙を使用しています

藤沢市企業立地等支援施策の詳細については、お問い合わせください。

問い合わせ先 藤沢市役所 経済部 産業労働課  
 〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1-1  
 TEL 0466-50-3530(直通) FAX 0466-50-8419  
 E-Mail : fj2-indus@city.fujisawa.lg.jp